

イギリスにおける“未婚の母”の生活実態

——最近の調査研究動向とくに A. ホプキンソン著
『未婚の母たち』(1976年) にふれつつ——

京 極 高 宣

はじめに

わが国における母子家庭の問題については、敗戦直後の戦争未亡人問題の時期から長いタイム・ラグをへてきたが、70年代に入るととくに国際婦人年(1975年)を前後として、国民的関心が再びよせはじめられたようにみえる。このような傾向はある意味では先進諸国の国際的動向ともいえる。例えばアメリカのいわゆる『ニクソン教書』の母子福祉施策やイギリスの『ワンペアレント・ファミリーに関する委員会報¹⁾』(以下『ファイナー報告』と略す)の刊行はその象徴でもあろう。とりわけ最近のイギリスでは“未婚の母”の増大や生別母子世帯の貧困化現象がきわめて顕著であり、わが国でいういわゆる“母子福祉”範疇がソーシャル・ポリシー体系に欠落しているためもあって、“ワンペアレント・ファミリー(ひとり親家族)なかんずく母子家庭にたいする社会福祉”はソーシャル・ポリシー体系の最重点課題のひとつとなっているかにみえる。

筆者はすでに『ファイナー報告』については、その意義と概要を社会福祉研究所『母子研究』(No. 1, 1978年)に紹介しておいた²⁾。そこで、

本稿においては、昨年の日本社会事業大学海外研修でえた現地視察と資料収集をふまえて最近のイギリスにおける母子家庭の生活実態についても、もう少し詳細に検討をくわえてみたい。その際、いわゆる“未婚の母”の生活実態にとくに焦点をあてるが、その理由は、第1にイギリスの母子家庭では婚姻関係からみて、寡婦、離婚、別居、そして未婚という順に貧困の序列化があり、“未婚の母”は極貧であることが明らかになっており、また“社会の犠牲者”(the victims of a society)として“未婚の母”への深い同情がよせられているからであり、第2に、すぐれて実証的な社会調査の伝統ある国＝イギリスにおいても、プライバシーあるいはスティグマの関係から“未婚の母”に関する生活実態はこれまでほとんど正確に知られていなかったが、この調査研究の動向にも大きな変化が生まれてきたからである。とりわけ『ファイナー報告』作成の過程で、モリス・ファイナーを議長とするワンペアレント・ファミリー委員会(以下ファイナー委員会と略す)がほぼ5ヵ年にわたり、数多くの調査や各種団体からの意見聴取を実施または委託したため、それに刺激されてすぐれた当該調査研究も生まれたわけである。その中でもアンジェラ・ホプキンソンの『未婚の母たち——その1年』(1976年)³⁾は最も詳細な調査研究の部類に入り、国際的にもほとんど唯一の統計的研究であるとおもわれる。そこで以下、60年代におけるイギリスの調査研究の動向をふりかえりつつ、A. ホプキンソンの調査研究を中心に“未婚の母”の生活実態にふれ、あわせてイギリスのい

1) 'Report of the Committee on One-parent' Families, Vol. I, 1974. HMSO. Cmd. 5629. なお、『ファイナー報告』(第1巻)の目次は以下のとおりである。

Part 1 まえがき
Part 2 起点と課題
Part 3 ワンペアレント・ファミリーの形成
Part 4 家族法と社会保障とワンペアレント・ファミリー
Part 5 所得
Part 6 住宅
Part 7 雇用
Part 8 親と子
Part 9 まとめ

2) 拙稿『イギリスにおけるワンペアレント・ファミリー研究の動向——“one-parent family(ひとり親家族)”と

“broken-family(欠損家族)”との概念的相違にふれつつ——』(『母子研究』No. 1, 社会福祉研究所, 1978年)

3) Angela Hopkinson, *Single Mothers—The first year 1976*, Scottish Council for Single Parents.

わば“母子福祉”施策の現状と問題点についても言及してみたい。

I 従来における調査研究の動向

周知のごとく、戦後のイギリスでは、故 R. M. ティトマスの偉大なる影響によって“豊かな社会”ないし“福祉国家”における“貧困の再発見”がおこなわれ、60年代に入ると“貧困家庭”(family poverty)についての意欲的な実証的調査研究が多数生まれた。そこで母子家庭の生活実態も“貧困家庭”の典型として取りあげられたわけである。しかし、イギリスにおける未婚の母したがってまたその非嫡出子の生活実態はあとでふれるように、母子家庭全般に関する調査研究の“ことのついで”におこなわれた感が否めなかった。それはプライバシー侵害の問題にかかわる調査方法のあり方とも深くかかわっていたのである。しかしいずれにしても60年代はイギリス母子家庭の調査研究にとって実り多き時代であったことはたしかである。そこで、その主なものをかいつまんで紹介しておきたい⁴⁾。

まず、60年代のはじめに出版されたバージニア・ウィンペリス『未婚の母と子』(1960年)⁵⁾をそのはじめにあげるべきであろう。彼女の目的は、未婚の母とその児童に関する限り情報を収集し、その非嫡出子(いわゆる私生児)にたいする福祉施策を検討することにあった。そのため、資料としてはわずかであるが、個々のソーシャルワーカーの経験や印象にたよらず、若干の未公開資料やイングランドおよびスカンジナビアにおける視察や政府・地方自治体・民間団体の諸資料が利用された。この研究結果によって明らかになった

ことは、非嫡出子の乳児死亡率がかなり高いこと、またその相当数がある時期に養子へ行ったり、その一定数が公立養護施設(public care)へ入ったりして、その約3分の1が正常な家庭で育っていないこと、さらにその母は後になってきわめて高い比率で結婚すること等である。しかしそれまでは情報不足のため、非嫡出子がいかに暮らしているかはその所在地以外にほとんど明らかにされていなかったのである。例えば、少年非行に関してもあくまで児童相談所(child guidance)のケース記録からひきだされたきわめて事例的なものも多く、そこから非嫡出子に非行が多いという一般的結論は統計的には必ずしも出せなかったのである。この点ではウィンペリスの研究も必ずしも例外とはいえないとおもわれる。

次にマーガレット・ウィンの研究(『母子家庭』1964年)⁶⁾があげられる。この研究は、死別・離婚・別居等をふくむすべての母子家庭を対象としているので、未婚の母だけに関する調査研究とはいえないが、それでも、未婚の母が占める母子家庭全体の比率が意外に小さいこと、しかし“未婚”の母子家庭は貧困問題を共通項としてかかえていること等を明らかにした。これらの研究結果は、主として戸籍登録庁・国民扶助局・年金および国民保険省等の政府刊行物に基づいて出されたが、独自の実態調査によったものではなかった。

さらに60年代末の研究としてはデニス・マースデン『母ひとり』(1969年)⁷⁾がある。これは、国民扶助(現在の補足給付の前身)に依存している母子家庭215ケースの面接調査に基づいている。その意味では、画期的な調査研究といえよう。もっとも、マースデンの調査対象も未婚の母だけに限られたものではないが、いずれにしても、母子家庭の生活実態が経済的かつ精神的にひどく不安定であり、とくに国民扶助の支給額が不十分であること等がきわめて実証的に明らかにされたのである。とくに母子家庭の半数以上が全国の平均所得の半

4) 以下は『Single Mothers』第1章を参照している。なおイギリスでは“Single Mothers”という用語に少なくとも2つの意味があることに注意を払う必要がある。その第1は文字どおり“片親の母”ないし“夫のない母”つまり母子家庭の母親のことであり、その第2は“未婚の母”(unmarried mother)のことである。後の方は近年になって、“未婚の母”という呼び方がスティグマをもたらす差別用語となりかねないことから、その同義語として政府統計などに使われだしたようにみえる。A. ホプキンソンの著書名は主として後の狭義の概念で使われている。

5) Wimperis, Virginia, 'The Unmarried Mother and Her Child' 1960, Allen & Unwin.

6) Wynn, Margaret, 'Fatherless Families' 1964, Michael Joseph.

7) Marsden, Dennis, 'Mothers Alone: Poverty and the Fatherless Family', 1969 Allen Lane-the Penguin Press.

分にすぎないという事実の発見は重要である。例えば低い生活水準は貧しい食事や衣料・古着のもらい下げや社会参加の乏しさの点に象徴されていた。また、未婚の母については215 ケース中26名にすぎなかったが、マースデンは母子家庭の母たちの婚姻関係を詳細に分析比較することによって、寡婦の暮らしが最も良く、未婚の母の暮らしが最悪であるという注目に値する現実を鮮やかに浮き彫りにしたのである。さらにこの調査研究は、たんに母子家庭の生活実態にとどまらず、とくに未婚の母における精神面の“孤独感”やスティグマの状況を明らかにし、また福祉施策のあり方について、このような母たちをことなる機関に“たらいまわし”するような行政側の対処の仕方やしばしば社会福祉サービスの切り下げになるソーシャルワーカーの自由裁量権の問題等にもふれている。

以上のように、60年代の代表的な調査研究をつうじてイギリスにおける“未婚の母”の生活実態が次第に浮き彫りになってきたことはたしかであろう。

最後に、『ファイナー報告』を別として70年代はじめの主たる研究をひとつだけ取りあげると、ロバート・ホーマンの『夫のない母たちとその児童』(1970年)がその好例であろう。ホーマンは“行動する母たち”(Mothers in Action)という婦人団体の構成員にたいして、郵送アンケートをつうじ、母子家庭の収入・雇用・保育・住宅についての詳しい実態調査をおこなった。したがって調査対象となっている母親は、概して高年齢でかつ職業階層が高いにもかかわらず、半数以上が貧困状態にあり、愛情不足と度重なる転居のために子どもに安定感の欠如がみられ、公立保育所の現状が母親の実態にそぐわず、深刻な雇用問題や住宅問題があったこと等、母子家庭の多面的ニーズが明らかになった。つまり、端的に言えば、遭遇する諸困難は母子家庭の母と子の双方に“情緒的・社会的喪失”⁹⁾ (emotional and social deprivation)

をもたらすことが明らかにされたのである。しかしこれととも、未婚の母の生活実態については必ずしも臨床的かつ統計的につっこんだ調査研究とはいえなかった。ある意味では次にみるホプキンソンの調査研究がはじめてその先駆的研究になったともいえるのである。(Robert Holnan, *Unsupervised Mothers and the Care of their Children*)

II エジンバラ調査の意義と特徴

A. ホプキンソンの調査研究は、エジンバラの未婚の母116 ケースに関する面接調査に基づいている。このエジンバラ調査はファイナー委員会の働きかけのもとに、スコットランド未婚の母と子の協会 (Scottish Council for the Unmarried Mother and Her Child)⁹⁾ が運営委員会¹⁰⁾ のもとにおこなったものであり、ホプキンソン自身も面接の一部を担当しつつこの調査を分析加工し、そのとりまとめをおこなったのである。

ホプキンソンの調査研究はすでにのべたようにイギリスにおける未婚の母に関する画期的なものであるが、最も重要な意義はその調査方法の開発にある。すなわち、エジンバラ市には4つの産科病院があり、ほとんどすべての母親は、その料金の安さからこれを利用しているため、新たに未婚の母になるものについてもこの4病院における出産時に、いわば発生時点ですべて絶対的に把握されることである。スコットランドはイギリス国内において独立した議会をもち、文化的歴史的伝統もややことなる相対的に自立した国ともいえるので、その首都エジンバラ市の調査結果はたんに一地方自治体レベルにとどまらない広い意味内容をもふくんでいる。いずれにしても、ホプキンソンの調査方法は、市内におけるすべての未婚の母をその発生点でつかまえ、さらに出産からはじまるその最初の一年間を3ヵ月後、6ヵ月後、12ヵ月

9) 同協会は、社会状況の変化に対応して1973年11月にその名称をスコットランド片親協会 (Scottish Council for Single Parents) と変更した。

10) エジンバラ大学教授 J. C. スペンサー (John C. Spencer) を議長とするのべ12名からなる委員会。なお、本節 II および次節 III については、スペンサー教授の序文 (Hopkinson, *ibid.*, Foreword) による指摘によるところが大きい。

8) “喪失”(deprivation) 概念の現代的意義については、ピーター・タウンゼント『貧困の概念』(邦訳 1975年、全国社会福祉協議会出版部)を参照。なお deprivation の訳語としては“喪失”のほか“剝奪”“収奪”“窮乏”などが使われている。

後と3つの時点で追跡調査したことにその特徴がある。もちろん、若干のケースについては、1年後以降の実態をさらに追跡調査してもいるが、いわば“未婚の母”としてのライフサイクルの最初の1年間がその主たる調査研究対象であったわけである。したがって、ケース数が116名と割合少ないのにもかかわらず、この調査研究は最近のスコットランドにおける未婚の母の生活実態を、その最初の1年間に限ってほぼ代表的に全体的に明らかにしているといえよう。このような意欲的な調査研究はおそらく国際的にもほとんど皆無であるようにおもわれる。

表1 エジンバラ第1回調査の対象分布

病院名	A	B	C	D	計
面接数	16	29	6	7	58
面接不能	23	10	4	5	42
調査対象数	39	39	10	12	100

(出所) A. Hopkinson, *Single Mothers*, p. 12.

表2 エジンバラ第2回調査の対象分布

	A	B	C	D	計
面接数	3	42	4	8	57
面接不能	—	19	19	0	38
調査対象数	3	61	23	8	95

(出所) *Ibid.*, p. 13.

この調査は、第1回1971年、また第2回1972年と2回にわけておこなわれた(第1表および第2表)。調査が2回に及んだ理由は第1回のサンプル数が58人と100名にみたなかったためである。さすがにプライバシーにかかわる調査だけに回収率は必ずしも高くなかったかにみえる¹¹⁾が、それでも100名をこえるサンプル数の獲得は統計的にも価値の高いものといえよう。

ここで、どうしてもつけくわえたいことは、この調査が病院内の医療ソーシャルワーカーの協力により、しかも母親本人の自発的参加をえて、はじめて可能となったことである。具体的にいえば、この調査の主旨が医療ソーシャルワーカーによく

理解されたうえで、彼らの手で入院中の女性たちから“未婚の母”等の存在がはじめて確かめられ、また調査に参加協力がえられたわけである。しかも未婚の母への詳細な質問は医療ソーシャルワーカーではなく、あくまで専門の調査員によってなされたところにも工夫と配慮がみうけられるのである¹²⁾。この調査員は母の退院後も母との信頼関係にたって数回の家庭訪問をおこない、異性関係などをふくむ相当たちいった聴き取り調査をしたばかりでなく、必要に応じて社会福祉サービスの紹介や生活相談などをおこなっていたようである。すなわち、社会福祉調査がたんに情報収集にとどまらず、いわば社会福祉サービスの展開とのフィードバックでおこなわれたわけである。この点にもいわゆる郵送アンケート調査とはことなる本調査の特徴のひとつがうかがわれる。

III “未婚の母”の生活実態

——エジンバラ調査を例示として——

ここでホプキンソンの調査研究によって明らかにされたエジンバラ市の“未婚の母”の生活実態を概観してみることにしよう。

まず第1に、母親本人およびその出身家庭についてである。本調査は、これまで明言してなかったが、厳密には夫のいない母(シングル・マザー)のすべてを形式的には対象としており、本人の口から“未婚の母”だとのべられたものは116ケースのうち107名である。それにもかかわらず、107名が全体の92.2%を代表するために、統計数字はほぼ“未婚の母”を代表している(表3)。これらの母親の年齢は大半が25歳以下であり、とくに“未

表3 エジンバラ調査における母の婚姻身分

	人	%
未婚の母	107	92.2
別居	6	5.2
寡婦	1	0.9
離婚	2	1.7
計	116	100.0

(出所) Hopkinson, *Ibid.*, p. 21.

11) 対象数のうち、面接されなかった数(80名)には母親による“間もなく結婚する”(10名)などの理由や医療ケースワーカーの“休日によって面会できず”(13名)、“赤ちゃんの病気または死亡”(3名)などもふくまれている。

12) 例えばそれはホプキンソンの著書には、固有名詞で数名の女性がしばしば登場していることにあらわれている。

表 4 エジンバラ調査における母の年齢

年齢階層	人	%
～15 歳	2	1.7
16～19 歳	57	49.1
20～24 歳	43	37.1
25～29 歳	7	6.0
30 歳以上	7	6.0
計	116	100.0

(出所) *Ibid.*, p. 21.

婚の母”はハイティーンがほぼ半数(49.1%)を占める(表4)。いわば“未婚の母”の家族はすべて若年母子世帯なのである。また母の出身家庭も大部分労働者階級に属しており、平均よりも世帯人員が多く、いわゆる拡大家族がかなり高い比重を占めることが特徴であった(表5)。

このような出身家庭の母親は概して避妊の知識に欠け、正しい性教育を受けていなかった。これは多くの母親が出産直前まで子どもをほしいとは考えていなかったことに、またほとんどが初子であることにもあらわされている¹³⁾(表6)。子どものいわゆる“推定上の父”(putative father)が独身男性でなく、“既婚”(7.8%)、“別居”(8.7%)ないし“不明”(2.6%)なものも意外に多いことにもこれらの女性の傾向がうかがわれよう(表7)。

次に経済生活と住宅についてである。これら2つの問題はいわば金の問題であり、とくに“未婚の母”については深刻であった。

調査対象となった母親の所得をみると、相当数がすでに妊娠の初めの時点で平均所得より低い、さらに出産時に急速に低落し、3ヵ月後にはその大半が補足給付に依存せざるをえなくなり、その

表 5 エジンバラ調査における母の出身家庭

世帯人員	人	%
1 人	9	7.8
2	14	12.1
3	22	18.9
4	20	17.2
5	15	12.9
6～10 人	25	21.6
11 人以上	11	9.5
計	116	100.0

(出所) *Ibid.*, p. 27.

表 6 エジンバラ調査における母の児童数

既存児童数	人	%
な し	101	87.1
1 人	10	8.6
2 人 以 上	5	4.3
計	116	100.0

(出所) *Hopkinson, Ibid.*

表 7 エジンバラ調査における推定上の父の婚姻身分

	人	%
独 身	85	73.9
既 婚	9	7.8
離 婚	8	7.0
別 居	10	8.7
不 明	3	2.6
計	115	100.0

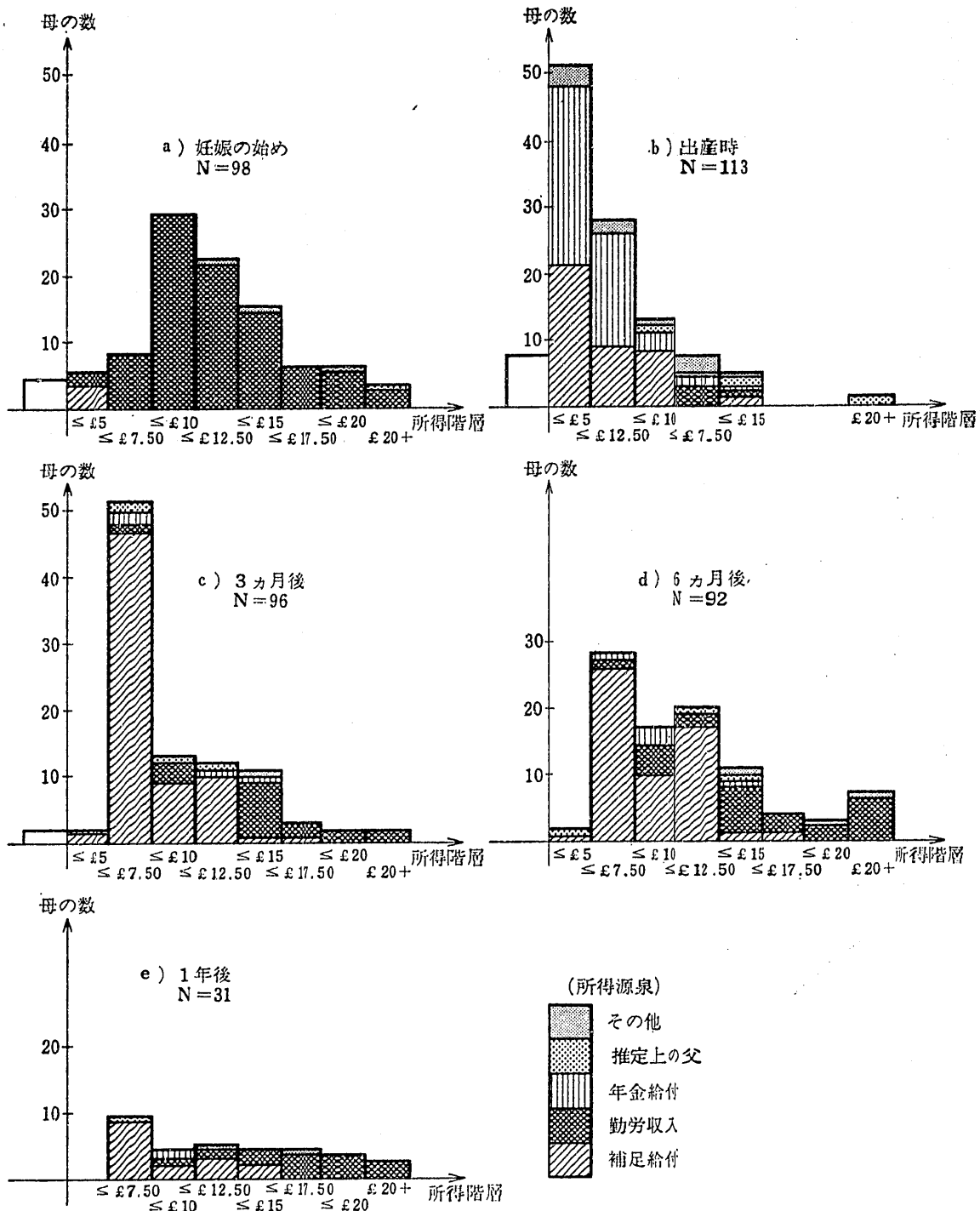
(出所) *Ibid.*, p. 37.

後、稼得(勤労収入)にきりかえていく様子がよくわかる(図1)。1ポンドを約500円と換算しても、月2万円程(=10ポンド×500円×4週間)であり、わが国の生活保護基準と比べてもその貧困

表 8 エジンバラ調査における母子家庭の食事献立例

	A	B	C	D
朝 食	紅 茶	な し	紅 茶	トースト
昼 食	な し	ソーセージ(野菜ぬき)	サンドウィッチ	パン まれ チーズ
お茶の時間	ポテトチップス	ボイルドハム2枚 ロールパン	スパゲッティ ポテトチップス	マイニス(野菜ぬき)
夕 食	な し	な し	な し	ミ ル ク
夜 食	クリスプス ジュース	な し	な し	な し

13) もちろん中には、同棲中の男との関係がきれないように、あえて出産にふみきる女もふくまれていた。



(出所) Ibid. p. 100.

(原注) 母の全体数は、各面接時点の数より若干少ないがそれは情報不足による。

図1 母の週所得の源泉と金額

は想像を絶するものがある。この点は、子どものために本人の食費を極度に切りつめる極貧の母子家庭における恐るべき食事献立(表8)に最も象徴的にあらわれている。もちろん、イギリスの食生活の歴史的伝統もあり、食・衣・住の基本的ニ

ーズからみて貧困現象もいろいろである。わが国では住レベルの問題(いわゆる住宅問題)に最大の焦点がある¹⁴⁾とすれば、イギリスでは食レベル

14) 例えば、早川和男『住宅貧乏物語』(1978年、岩波新書)参照。

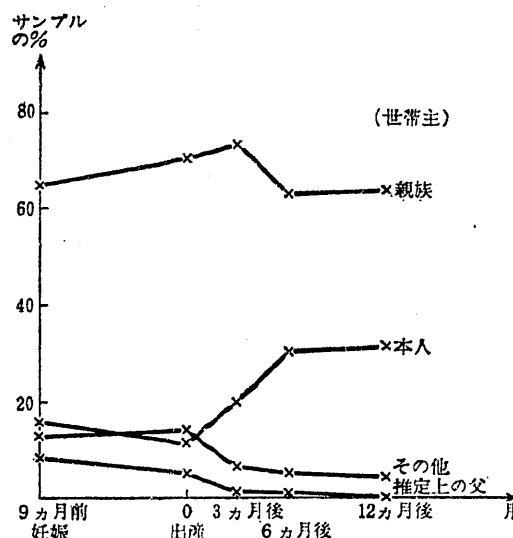
の問題が貧困の核心をなすといえよう。いわば“ラウンタリー”以下的水準がみられるのである。

ホプキンスンが彼女の著書全体をつうじて強調していることは、未婚の母たちのすべての生活問題(“ひどい生活” a dog's life)が根本的には貧困の諸結果であることである。ラウンタリーの“古典的貧困”は現代のイギリスにおいてもまだ完全にはなくなっていないようにおもわれる。

またイギリスでは一般に住宅水準が高いが、未婚の母については例外であり、“親族”(主として祖父母)の家に同居する割合がきわめて高く、狭い空間に大家族で雑居生活しているわけである。

もっとも、出産後6ヵ月たつと地方公営住宅を措りること等により“本人”の住宅の割合が多少増加することはたしかである。しかし、その場合にもイギリス国民の個人主義や“スティグマ”も関与してか、近所づきあいもありなく、“孤独感”に悩む母は少なくなかった。ちなみに、イギリスにはわが国のような児童が幼児期をこえても入所できる母子寮はまったくなく、妊娠期間と出産直後に主として未婚の母のみが入れる民間施設(Mothers and baby's Home)を除き、原則として親族と同居するか、さもなくば自立して本人の住宅をさがすしか道はないのである。その意味では、わが国の母子寮はこんにち的状况に対応して再編成せざるをえないにしても、国際的にもユニークな社会資源として今後新たに見直される時代がくるかもしれない。

最後に、就労と育児との緊張関係等についてで



(出所) Ibid. p. 81.

(注) その他には友人、地主、母子寮、雇用主、学生寮、ホテルがふくまれる。

図2 住宅状況(世帯主)

ある。イギリスにおいても、出産後職場に帰るか、それとも赤ちゃんのために家庭にとどまるかという母子家庭の母親にとってきびしい選択の道がある。イギリスでは乳児は原則として家庭内でみる傾向が強いため公的な乳児保育はほとんどおこなわれておらず、また適当な場所に公立保育所が必ずしも多くなく、その保育時間もフルタイム就業に十分フィットしていないからでもある。さらに、祖父母に育児をまかせる悪影響についても母親の心配がかなりつよい。そのため母親はしばしば不安定できわめて低賃金の就労につかざるをえない。この点ではとりわけイギリスの女性の地位がそれなりに高いこともあって、不安定だが高給与のい

表9 エジンバラ調査における母の異性関係

ボーイフレンドとの交際状況	3ヵ月後		6ヵ月後		1年後	
	人	%	人	%	人	%
有(“親密”または“決まった”男性)	3	3.0	12	17.9	8	26.7
有(推定上の父)	20	20.0	12	17.9	—	—
有(“たまたま”または“最近”知った男性)	6	6.0	4	6.0	5	16.7
無(ただし以前は交際していたことがある)	5	5.0	4	6.0	7	23.3
無(出産後から交際していない)	66	66.0	35	52.2	10	33.3
小計	100	100.0	67	100.0	30	100.0
不明	—	—	25	—	11	—
合計	100	—	92	—	41	—

(注) 推定上の父との交際が1年後に激減するのは、一方で正式に結婚するからであり、他方では“未婚の母”としての苦勞から愛情を失い嫌悪感がつよくなるためである。

いわゆる“水商売”などの接客サービス業への就労機会がきわめて少ないことにも関係していよう。またイギリスでは、夫のない若い母親は養子縁組をしたり、むしろ積極的に結婚ないし再婚をもとめていく傾向が強いようである。出産後のボーイフレンドとの交際状況の変化は、そのあたりの事情にもかかわっているのではなからうか(表9)。

以上、限られた範囲で“未婚の母”の生活実態を概観してきたが、ホプキンソンがとくに強調したことは、“未婚の母”がゆゆしき貧困状態(いわば“a dog's life”)にあり、そのために母子家庭にたいする社会福祉施策をソーシャル・ポリシー体系の中で高い優先順位をつけるべきことである。いいかえれば、ホプキンソンの調査報告は“未婚の母”の生活実態を詳細に浮き彫りにすることによって、イギリスの現行ソーシャル・ポリシーの鋭い批判ともなっているわけである¹⁵⁾。

IV むすびにかえて

——イギリスにおける“母子福祉”施策の現状と問題——

冒頭でふれたように、イギリスにはわが国でいう“母子福祉”範疇は実質的にはともかく形式的には存在しないようにみえる。したがってイギリスの母子家庭は、これまで経済的には主として、(1)寡婦年金および(2)補足給付の2本立ての体系に頼り、それ以外は資格要件を充たすかぎりですべて関連サービスを利用してきたわけである。しかし、60年代後半から雇用問題が深刻化し、共働き家族とワンペアレント家族の所得拡差が増大して、“未婚の母”の増加と母子家庭全般の貧困化が顕著になり、現行ソーシャル・ポリシー体系のいわば“アキレス腱”として父子家庭をふくむワンペアレント・ファミリーへの抜本的施策の確立はさけてとおれなくなった。こうした状況下でファイナー委員会(1969～74年)も発足したのである。

70年代に入っても、230もの勧告を提案した『ファイナー報告』の発表以後も基本的にはさき

表 10 イギリス(Great Britain)のワンペアレント・ファミリー数
(単位:千人(%))

		1971年	1976年
母子世帯	未婚の母	90 (18.0)	130 (19.7)
	別居	170 (34.0)	185 (28.0)
	寡婦	120 (24.0)	115 (17.4)
	離婚	120 (24.0)	230 (34.8)
	小計	500 (100.0)	660 (100.0)
父子世帯		70	90
合計		570	750

(出所) 人口センサス・調査庁(OPCS)。

の60年代の傾向は変わらず、母子世帯数もさらに増加してきた(表10)。もちろん母子世帯全体の構成は多少、変化しており、従来は“別居”が中心であったイギリス型母子家庭は婚姻法ないし離婚法の改正等により、70年代には“離婚”が増して、いわば“離婚”型の構成をとるにいたっている。いうまでもなく“未婚の母”も漸増しているが、いずれにしてもイギリスはいまや完全な生別母子の国となっているのである。それにもかかわらず、1979年の時点でも財政困難を理由に『ファイナー報告』の勧告のうち、わずか48項目しか実施されていないのである。そこで現在、イギリスでは全国単親対策協会・スコットランド片親対策協会・ジンジャーブレッド¹⁶⁾など28の民間福祉団体が協力して、ファイナー委員会の勧告をすべて実現させる共同行動に取り組んでいる¹⁷⁾。まだ実現されていない勧告の主要なものは、(1)婚姻身分によらない一律の保証扶養年金(Guaranteed Maintenance Allowance)の創設、(2)家庭裁判所の設置、(3)保育所の拡充、(4)良質な地方公営住宅の建設などである。しかし、母子家庭の母親(なかんずく未婚の母)にとって緊急課題は、不十分な母子家庭のための施策体系(いわば、イギリス型“母子福祉”施策——表11)ですらその多くを知らない現状を一刻も早く克服するために、幅広くゆきとどいた

16) ジンジャーブレッド(Gingerbread)については、拙稿「イギリスの母子福祉施策とファイナー報告」(『世界の児童と母性』第10号、1980年)および『SELF-HELP, a handbook for Gingerbread groups』1979, Gingerbreadを参照。

17) 具体的には、ファイナー共同行動委員会(Finer Joint Action Committee)を結成している。

15) ホプキンソンは『ファイナー報告』の勧告を積極的に支持しているが、さらにソーシャルワーカーのあり方等について、より詳しいきめ細い提案をおこなっている。
(Ibid, Main Proposals 参照。)

表 11 イギリスの“母子福祉”施策体系

施 策 名	資 格 要 件	実 施 主 体	備 考
I 経 済 保 障 出産補助 (maternity grant) 出産手当 (maternity allowance)	年金拠出を確実に支払っている妊婦またはその夫 上と同様(本人の拠出だけでよい)。ただしフルタイム就労の者に限る	DHSS	
補足給付 (supplementary benefit) 特別支給 (Exceptional needs payment) 特別付加 (Exceptional circumstances addition) 長期付加 (Long-term addition)	フルタイム就労でなく、かつその所得が不十分な者 基礎給付で充てない臨時的ニードをかかえる補足給付受給者 上と同様、ただし恒常的ニードに限る (毎週、付加給付が支払われる) 補足給付を過去2ヵ年受けている者	DHSS	
世帯所得補助 (Family income supplement) 疾病給付 (Sickness benefit) 失業給付 (Unemployment benefit) 寡婦給付 (Widows benefits) (Earning related supplement)	1人以上の児童をかかえフルタイム就労 (週30時間以上)をしているが、低所得の世帯 (ただし、片親も夫婦と同じ資格をもつ) 病気で就労が一時的にできない者 失業中で仕事をする能力のある者 寡 婦 病気でかつ失業している者。拠出を完了した者に限り給付が支給される	DHSS	} これら3つの給付はすべて確実な年金拠出による
家族手当 (Family allowance)	2人以上の児童をかかえる世帯 (片親の場合をふくむ)	DHSS	
介護手当 (Attendance allowance)	重度の心身障害者 (児) の世話をしている者	DHSS	
家賃割戻し手当 (Rent rebates and allowance) 地方税割戻し (Rate rebates) 教育補助 (Educational grants)	補足給付ではなく低所得の借主 (地方自治体または民間の住宅の場合) 低所得の持家所有者および借主 衣料: 低所得世帯 通学: 学校から遠距離に住んでいる児童 就学: 6歳以上の就学児童、有効性と条件は領域によって変わる	LA. Housing Dept. LEA	片親世帯には1976年春以降、第1子から家族手当が支給され、夫婦世帯にも1971年春から支給された。
バトル基金 (Buttle Trust)	同居している低所得で家がある未婚の母。ただし適用はソーシャル・ワーカーまたは認可機関によってなされねばならない。	すべてのソーシャルワーカー — e.g. SWD	
全国単親対策協会 (National Council for One-Parent Families)	15歳以上の女子学生の母親、または、国家給付に無資格の者	NCOPF.	スコットランドではスコットランド片親対策協会
認知決定 (Affiliation Order) 社会事業局補助 (Social Work Dept. grants.)	非嫡出子をかかえる母親 多様な対象、例えば困窮または立ちのきをさけるため家賃滞納および燃料代にたいするもの。就学年齢未満の母親	治安判事法廷 (in Scot land) SWD Legal Aid	
法律扶助 (Legal Aid)	法律相談または法的援助を必要とする低所得かつ低貯蓄の人々	C'tee. of Law Society	

抵当住宅オプション制 (Option Mortgage scheme)	家を購入しようとしている者	Building Soc'y or LA giving the loan.	
II 住 宅 地方公営住宅 (LA housing)	家のない家族のすべて	LA Housing Dept	
母子ホーム (Mother and baby's homes)	妊婦また時々児童のいる母親	VO e.g. Churches	
住宅協会 (Housing associations)	多様な対象, 地方公営住宅その他をえることができない者が多い。	VO.	
特別対策 (Special schemes)	片親家族 (小さな半層住宅および寝室兼用居間時々制限時間がある)	VO.	
公正家賃および保有数保証 (Fair rents and security of tenure)	家具付住宅の借主または家具なし住宅の居住者	Rent Tribunal Rent Officer	
助 言 (Advice)	あらゆる種類の住宅問題をかかえる者	Selter Housing Aid Centre Citizens Rights Office	
家 具 (Furniture)	低所得世帯	DHSS, SWD & VO's e.g. Salvation Army WRVS	
III 保 健 無料診断 (Free prescriptions) 無料歯科眼科治療 (Free dental treatment dentures, and spectacles) 無料ミルク・ビタミン (Free welfare milk and vitamins)	いくらかの区分があり老人, 児童, 妊産婦, 大家族, 低所得世帯 慢性病や障害をもつ者	DHSS	
無料給食 (Free school meals)	低所得世帯	LFA	
家族計画 (Family planning)	資格なし, 助言およびサービスはすべての医院から自由である。ブルック医院はとくに若年および未婚の母むけである		
ホームヘルパー (Home helps)	妊婦・病人・障害者・老人 (ただし地方自治体ごとに多様である) 料金は所得に応じる	SWD	
その他多数 (Varions)	障害児	DHSS (leaflet HBI) LA, NHS and VO's	
優生保護クリニック (Ante-natal clinic) 児童福祉クリニック (Child welfare clinic)	妊 婦 未就学児童	Maternity hosp, 1 or G.P. NHS	
IV 保 育 保 育 所 (Day nurseries) 保育学級 (Nursery classes) 登録育児員 (Registered daily minders)	就学年齢以前の児童, 地方自治体の場合はフルタイム。民間の場合は多様で3~5歳フルタイムまたはパートタイム 3~5歳の児童。フルタイムまたはパートタイム話し合いによる	SWD & VO LEA LA responsible for register	

プレイグループ (Play-groups)	通常パートタイム	VO. especially pre-school play-group assoc., surpervised by SWD
-----------------------	----------	--

(出所) A. Hopkinson 'Single Mothers' の巻末付録より作成。

(注) DHSS は保健・社会保障省 (Department of Health and Social Security), LA は地方自治体 (Local Authority), SWD は社会事業局 (Social Work Department), LEA は地方教育局 (Local Educational Authority), VO はボランティア (民間) の各々略称である。

広報活動の進展と、そしてジンジャーブレッドのような母子家庭の母親自身による自助団体の強化にあるように思われる。とりわけジンジャーブレッドは1970年に設定された最大の自助団体であり、その中心は若い母親たちである。現在 (1979年時点) 会員数2,000名、支部数300をかかえて、一方で団や地方自治体に母子福祉の創造的発展へむけて圧力をかけ、他方で啓蒙教育活動を積極的におこない、強力な支部では私設保育所などを経営したりきわめて活発な活動をしている。しかも、いわば福祉行政とも連携をある程度保っていることも注目に値する。この経験は、わが国では戦争

未亡人問題から出発したいわゆる“母子福祉会”の会員の多くが高年齢化している折、参考とすべきものとおもわれる。

いずれにしても、イギリスの“母子福祉”施策は新たな曲り角にきており、その実状を知ることにはわが国にとってもそれなりに重要な意味をもち他山の石となる面も少なくない。母子福祉についてもつっこんだ国際比較がのぞまれる。

〈追記〉 イギリスの母子福祉施策の訳語等については、日本社会事業大学の小川政亮・五味百合子両教授にご教唆をうけた。なお、アンジェラ・ホプキンソン『未婚の母たち—その1年』は近日中に翻訳する予定である。